## 質疑書

※質疑書に対象の件名を記載の上、メールにて質疑してください。件名が漏れている場合、案件が特定できないため回答できません。

## 件名 東大阪市立玉美小学校校舎増築その他工事に係る設計業務

(質問事項)	(回答)
建築設計業務委託特記仕様書 Ⅱ-1. (2)追加業務 イ.申請業務 P7 について今回の業務では、どれが適用されるか具体的な業務項目の提示をお願いします。 (委託業務量の算出のため)	建築設計業務委託特記仕様書 I業務概要に応じた計画内容のII-1. (2)追加業務イ.申請等業務が適用されます。 委託業務量の算出にあたってはI業務概要に応じて必要業務を判断してください。
同特記仕様書 Ⅱ-1. (2)追加業務 イ.申請業務 P8 について ・都市計画に基づく許可申請業務(■29条)とありますが、今回の業務で開発許可が必要な 具体的な内容をご指示ください。	都市計画に基づく許可申請業務(■29条)は、開発許可等不要証明申請業務を想定しています。
同特記仕様書 II-2. (3)資料等の貸与 イ.申請業務 P15 について ①既存建築物計画通知書は直近(最新)の資料と考えてよろしいですか。 ②直近(最新)の申請図書一式も現存すると考えてよろしいですか。 ③直近(最新)の検査済証まで取得済と考えてよろしいですか。 ④直近(最新)の検査済証の年月をご教示ください。 ※上記①~④まですべて、具体的にご回答お願いします。	①現存するものとは、市が既存建築物設計図面及び既存建築物計画通知書を保存しているものです。なお、直近(最新)の資料は、保存しています。 ②ご理解のとおりです。 ③ご理解のとおりです。 ④平成28年4月19日になります。
同特記仕様書 I-5. 業務対象工事 事前整備 P4 について 既存杭引抜きとありますが、設計図書は現存していないが何らかの記録等があり、現地調査は 必要ないものと考えてよろしいでしょうか。	試掘や超音波探査試験等による既存杭の残置確認を行う現地調査は想定しておらず、 現存している設計図書より引抜く既存杭の位置等を調査し、設計することを想定してい ます。